

熊本県事業継続・再開支援一時金のポイント

【要件】

下記（１）又は（２）により、本年１月又は２月の売上高が対前年又は前々年同月比で５０％以上減少していること

- （１）時短要請（道県独自発令を含む）の飲食店と直接・間接の取引があること
例：農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者
- （２）不要不急の外出・移動の自粛（道県独自発令を含む）による直接的な影響を受けたこと
例：旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者

※「国の一時支援金」及び「他道県における同様の一時金等」の重複受給はできません。

また、「熊本県時短要請協力金」の対象者は支給対象とはなりません。

【支援額】

法人は４０万円、個人事業者は２０万円を上限に支援

算出方法：前年又は前々年１月及び２月の事業収入－（前年又は前々年同月比５０％以上減少の月の事業収入×２）

※算出方法により得られた額が４０万円（又は２０万円）を下回った場合は、当該得られた額

【申請期間・方法】

申請期間：２０２１年３月１日から２０２１年４月３０日（予定）まで

申請方法：①郵送 ２０２１年４月３０日消印有効

<宛先>〒８６２－８５７０（※住所記載不要）

熊本県商工振興金融課 事業継続・再開支援一時金係

②オンライン

３月８日の手続き開始に向け準備中

【相談窓口】

<熊本県一時金コールセンター>

電話番号：０９６－３８７－１５１５

受付時間：９時００分から１７時００分まで（平日のみ）

【熊本県 HP】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/86534.html>